



標準版レオ複合地区会則

第1条 名称

本組織の名称は、レオ〇〇複合地区とする。

第2条 目的

本複合地区内のレオクラブ・プログラムの方針並びに目的を推進するための行政機構を設ける。

第3条 複合地区組織

A 項 条件及び領域

ライオンズ複合地区内で 10 クラブまたはそれ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされ、合計 100 人以上のレオ会員がおり、ライオンズクラブ国際協会に認められている場合、その複合地区のガバナー協議会は、レオ複合地区の編成を許可することができる。レオ複合地区の領域は、それぞれのライオンズ複合地区の領域と同一でなければならない。

B 項 構成員

本組織は、当該ライオンズ複合地区で、ライオンズクラブにスポンサーされ、正式に認められたすべてのレオクラブから構成される。

C 項 レオ複合地区役員

1. レオ複合地区会長

レオ複合地区会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。

(a) 資格

- (1) 地区内で認められているレオクラブのグッドスタンディング会員である。
- (2) 協会の会計年度全期又はその過半期、レオクラブの会長を務めた。
- (3) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受けた。

- (4) 所属レオ地区（編成されている場合）の推薦を受けた。

(b) 選挙

(1) 指名推薦

レオ複合地区会長を指名推薦するには、有資格の会員を文書にて指名し、この文書による指名は、レオ複合地区会議の少なくとも 30 日前に、レオ複合地区幹事に届いていなければならない。この通りに行われなかった指名は無効である。

レオ複合地区会長の指名推薦は、下記の通りに行う。

- a) 複合地区内でグッドスタンディングのレオクラブが、指名推薦する。
- b) 候補者は、所属クラブの推薦を受ける。
- c) 所属レオ地区（編成されている場合）の推薦を受ける。
- d) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受ける。
- e) 候補者が、指名に同意した証拠として、その指名推薦の受領を認める。

レオ複合地区会議当日までに文書による指名が行われていないか、或いは正式に指名を受けた立候補者がいない場合には、どの代議員でも、候補者の資格が確認される限り、複合地区会議の席上から有資格者を指名推薦することができる。

(1) 選挙

レオ複合地区会長の選挙は、次の規定に従って無記名投票で行う。

- a) 候補者が二人だけの場合には過半数の票を得た者が当選したとみなされる。得票数が同数の場合には、一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。

- b) 候補者が三人以上の場合には過半数の得票者が当選したとみなされる。最初の投票で誰も過半数の票を得なかった場合には、一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。但し、最少票数を得た者は、次の投票では除外される。
- c) 候補者が一人だけの場合には投票用紙は使用せずに、その候補者に賛成する満場一致の発声投票で決めることができる。

2. レオ複合地区副会長

レオ複合地区副会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。副会長の資格、指名推薦の手順、選挙は、レオ複合地区会長の場合と同じである。

3. 二重指名

一人のレオが同じ複合地区会議で、レオ複合地区会長及び副会長の役職に指名推薦され選出されても、同時に両方の役職に就くことはできない。候補者が一つの役職の選挙に落選しても、他方の役職の選挙からは除外されない。両方の役職に選出された場合には、一方の役職を辞退しなければならない。辞退した役職については、残る候補者の間で選挙が続けられる。

4. 空席

レオ複合地区会長が欠員となった場合にはレオクラブ複合地区副会長が自動的にレオ複合地区会長の役に昇進する。レオ複合地区副会長が何らかの理由でレオ複合地区会長に就くことを辞退した場合には、複合地区レオクラブ委員長又は複合地区ガバナー協議会の代理人が、残る任期につき、代わりのレオを任命して空席を埋める。

5. 他のレオ複合地区役員

レオ複合地区会長は、就任時まで、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、その他レオ複合地区会議又はレオ複合地区協議会が望み、ライオンズ複合地区ガバナー協議会が承認した複合地区役員を任命する。

6. レオ複合地区協議会

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区会長、レオ複合地区副会長、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、複合地区内各レオ地区会長、

並びにレオ複合地区会長が任命しライオンズ複合地区ガバナー協議会が認めたその他の複合地区役員から構成される。レオ複合地区内にレオ地区会長がいない場合には、同複合地区内各レオクラブの会長(又は各クラブからの代表者)が、レオ複合地区協議会の構成員の一部となる。協議会役員は、それぞれ1票の投票権を持つ。ライオンズ複合地区ガバナー協議会から複合地区レオクラブ委員長として任命されているライオン及び同複合地区内各地区のレオクラブ委員長は、協議会のいかなる会議にも出席し、審議にあたる権利を持つ。

7. 複合地区レオクラブ委員長

複合地区レオクラブ委員長は、レオ複合地区協議会の構成員となる外、ライオンズ複合地区ガバナー協議会とレオ複合地区協議会との正式な連絡係を務める。更に、レオ複合地区会議の決議事項をすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に報告する。

D 項 レオ複合地区協議会々議

- 1. レオ複合地区協議会々議は、レオ複合地区会長が定め同協議会構成員の過半数が承認した日時にその場所で、少なくとも年に2回開催するものとする。但し、この会議の1回は、レオ複合地区会議の際に開くものとする。
- 2. 定足数及び投票 -- 投票権をもつ協議会構成員の過半数の出席をもって、会議の定足数とする。

E 項 権限

ライオンズクラブ国際協会の法人定款、国際会則及び付則、ライオンズ複合地区会則及び付則、国際理事会に与えられている権限、並びに国際理事会方針及び決議などに反する場合を除き、レオ複合地区協議会は、

- 1. レオ複合地区協議会全役員及び代理人、並びにレオ複合地区及びレオ複合地区会議の全委員会をその管轄下におき、統制する。
- 2. レオ複合地区の財産、業務、資金を管理し統制する。
- 3. レオ複合地区会議及びその他の複合地区会合のあらゆる面を管轄下におき、統制し、監督する。

4. 国際理事会の方針及び国際理事会が定めた議事手順に基づいて権限が与えられた場合、どのレオ準地区、どのレオクラブ、或いは本レオ地区内レオクラブのどの会員から提訴された会則上の苦情も、まず最初に審議し裁定する権限を持つ。レオ複合地区協議会が下すこれらすべての裁決は、ライオンズ複合地区ガバナー協議会並びに国際理事会の考察及び決断を受ける。
5. レオ複合地区、レオ複合地区委員会、レオ複合地区協議会の予算関係事項のすべてを統制し管理する。すべての取り引きは、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受けなければならない。会計年度に予算超過又は赤字を起こす債務を負ってはならない。

第4条 レオ複合地区会議

- A. レオ複合地区会議は、毎年開催される。同会議の開催地は、前回の年次レオ複合地区会議で決められた場所とする。会議の開催日時については、現レオ複合地区協議会が定め、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受ける。
- B. レオ複合地区内のグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングの会員10人又はその端数につき、投票権を持つ代議員を一人派遣する権利を持つ。ここで言う端数とは、五人以上を指す。資格証明締め切り前に滞納金を支払えば、グッドスタンディングの資格を確保することができる。資格証明の締め切りの時間は、それぞれの会議の規則で定められる。代議員は、自ら出席した場合にのみ、投票時に投票することができるが、いかなる事項についても、1票だけ投じることができる。
- C. いかなる会合でも、代議員の過半数の出席をもって定足数とする。
- D. 会議に出席した代議員の過半数の賛成投票があれば、その会議で、決議案を可決又は否決することができる。レオ複合地区会議での決議事項はすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会又は国際理事会のいずれか一方の決断で、撤回又は否決されることがある。いずれの場合にも、レオ複合地区会議の決議は無効となる。

第5条 レオ複合地区基金

- A. 本複合地区の運営費に充てるため、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認に基づいて、レオ複合地区内のクラブ会員から一人当たり年に_____のレオ複合地区会費を徴収する。

レオ複合地区会費は、各レオクラブが徴収し、レオ複合地区幹事に前払いする。本会費の支払い回数及び期日は、各レオ複合地区会議で定める。

こうして集まった会費はすべて、レオ複合地区運営基金の一部として活用される。支出は、レオ複合地区協議会が承認したものだけに限られ、同協議会は、その会計年度に調達できる基金額を超える債務を負ってはならない。

- B. 金銭を受け取り、支払いをすることを目的に、銀行口座を設ける。小切手その他の流通証券交付には、レオ複合地区幹事の署名並びにライオンズ複合地区ガバナー協議会が指名した者の連署が必要である。
- C. レオ複合地区協議会は監査員を任命し、レオ複合地区会計の年次監査の手配をする。監査済みの会計年度貸借対照表並びに収支計算書は、各年次複合地区会議で提出すると共に、ライオンズ複合地区ガバナー協議会にも提出する。
- D. 各会計年度末におけるレオ複合地区運営徴収金の手持ち残高は、これを保持する者が、次期レオ複合地区協議会に引き渡さなければならない。この徴収金は、その他のレオ複合地区運営基金残高と共に、次期レオ複合地区協議会の収入とみなされる。

第6条 役職名

レオ複合地区役員は、本会則で定められている役職名だけを使うことができる。

第7条 付則

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区の能率的な運営に必要と思われる付則をレオ複合地区会議で提案し、採用する。但しその付則は、本会則の規定に沿ったものであり、ライオンズ複合地区ガバナー協議会が認め、国際理事会又はその代理人が承認したものでなければならない。いかなる付則

又はその改正も、本会則の規定或いは国際理事会又はその代理人の決断に反するものは、無効となる。

第8条 期間

- A. 本レオ複合地区は、下記事項のいずれかが生じた場合、直ちに解散される。
1. 本レオ複合地区が、解散を票決する。
 2. ライオンズ複合地区ガバナー協議会から、文書によるスポンサー取り消しの通知がレオ複合地区会長に届く。
 3. ライオンズクラブ国際協会から、文書による解散通知がレオ複合地区会長に届く。

B. A項の規定により解散となった場合、本複合地区の会員は個人としても団体としても、複合地区レベルにおけるレオ名称及び紋章の使用に関するすべての権利と特権を放棄しなければならない。そのレオ複合地区に納入された金銭の残りは、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に納めなければならない。

第9条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によってのみ改正され、改正が採択されたときに、本会則の規定は自動的に改正されたことになる。

第10条

レオ複合地区の会計年度を、7月1日から6月30日までとする。